

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学  
連合小児発達学研究所学生支援旅費取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所（以下「研究科」という。）の学生が授業又は研究指導を受けるために配属大学以外の構成大学へ移動するための旅費、若しくは研究発表活動のために移動するための旅費（以下「学生支援旅費」という。）を支援することにより、構成大学の地理的環境の均衡を図るとともに研究科の教育研究活動を充実させることを目的とする。

(適用)

第2条 学生支援旅費は、次の各号の一に該当する場合に指導教員の申請に基づき、学生に支給するものとする。

- (1) 演習科目を受講するため、配属大学以外の構成大学へ移動する場合
- (2) 指導教員の指示により配属大学以外の構成大学において研究指導を受ける場合
- (3) 指導教員が指定する研究発表活動に参加する場合

(支給基準)

第3条 学生支援旅費は、各構成大学の予算の範囲内において、指導教員が所属する大学が定める旅費規則等に基づき、次の各号により算出された額を支給するものとする。

- (1) 交通費は、各構成大学の規定によるものとする。
- (2) 宿泊料は、各構成大学とも一泊につき一律7,800円支給するものとする。
- (3) 日当は、支給しないものとする。

2 学生支援旅費は、精算払いとする。

(費目)

第4条 学生支援旅費を、「大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所における業務運営経費に関する覚書」第4条に規定する業務運営経費により支出する場合は、「大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所委託金に係る契約書」第3条に規定する教育経費の費目としてその支出を整理するものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。